

第3回巨瀬川流域治水推進会議 議事要旨

日時：令和5年10月30日（月）14:00～16:00

場所：筑後川河川事務所 1F 第1会議室

1. 開会

（巨瀬川流域治水推進会議の構成について）

- ・事務局から九州旅客鉄道株式会社の参加を提案。理由は筑後川流域治水協議会にも参加しており、本会議で議論している内容に関連しているため。

第4回からオブザーバーとして正式に参加予定。

（氾濫被害の形態について）

- ・前回会議で被害要因を説明したが、巨瀬川からの背水の影響で支川の越水が発生したのではないかとの指摘があり、被害要因を追加した。

（小松九州大学名誉教授からの説明）

- ・九州における2006～2022年までの、17年間の豪雨域の走行を見ると、17年間に起こった豪雨の7割に線状降水帯が発生。筑後川流域で線状降水帯が多く発生しており、鹿児島川の川内川流域、球磨川流域、更にその南の薩摩半島、大隅半島の肝属川周辺でも発生。

2. 巨瀬川流域緊急治水対策プロジェクトについて

- ・集中的に概ね5年間で、国、県での河川整備、県での砂防事業を行い、令和5年7月豪雨に対して家屋等の浸水被害の軽減を図る。また過去から取り組んでいる巨瀬川支川の土砂掘削等対策、ダム、水路・ため池の事前放流、治山対策等は継続される取組みとして掲載。

- ・緊急治水対策プロジェクトでの巨瀬川の河川整備においては、令和5年7月出水に対し概ね5年間で実施する対策の内容は巨瀬川の自己流による浸水被害の軽減を図るものである。令和5年7月出水の自己流に対し家屋の浸水被害は解消されるが、筑後川本川からの背水に対しては床上浸水が残る。筑後川本川の排水対策については、令和6年度より本格的な検討に着手し、必要な対策について河川整備基本方針の見直しも踏まえて取り組むようにしている。

- ・令和5年7月災害を受けて整備する砂防堰堤の土石流捕捉は、4 溪流のうち、3 溪流は透過型、1 溪流は不透過型である。

- ・原則として透過型を採用している。

- ・透過型は土石流が発生した場合、先行して流れてくる大きな石や流木を透過型ダム格子部分で捕捉することで壁が形成され、土石流が止まる仕組みである。大きな石が少なく土砂流出時に粒径が小さな土砂が多く出てくる溪流では、透過型を採用すると土石流が止まらないため、一定の粒径の石の量や木の状況等を調査で確認し、透過型、もしくは、不透過型を選定する。

- ・透過型の採用には、流木があること、溪流の調査で一定の粒径の石があることが条件である。

- ・巨瀬川の国区間に設置する樋門・樋管の開閉機は、操作員の高齢化等による担い手不足を考慮し操作の自動化が図れるプラップゲートを採用している。塵芥や流木の挟込み防止の対策として、施設規模に応じて油圧式ジャッキ付き（電源付き等）のプラップゲートを採用している。

- ・藤波ダムの事前放流は治水協定の運用では実態にあわないこともあるように思うため、見直し検討できないか。例えば、雨季は普段から事前放流をした状態にしておくなど。

- ・藤波ダムの事前放流の運用を、見直すには、関係者との調整が必要だが、全国一律の運用であり、見直しは困難。

- ・藤波ダムによりうきは市の被害はかなり軽減されており、事前放流で、更にダムの効果が下流域まで広がれば有効である。検討をお願いしたい。

- ・事前放流の運用は全国一律で、藤波ダムだけルールを変えることは難しいと思うが、上流の既存のインフラを活用することは非常に重要である。

- ・巨瀬川流域 7 名の市議員で巨瀬川浸水被害対策プロジェクトが立ち上っており、その中で藤波ダムの有効活用が必要という意見が出ている。

3. 巨瀬川流域治水プロジェクトについて

- ・次回（第4回）会議では、取り組み項目（案）のみ報告することとしている。

第2回会議で、関係機関で出して頂いた提案を、“川とその周辺での対策”“山での対策”“人里での対策”の大きな括りで行った。

4. 特定都市河川浸水被害対策法の活用について

- ・ 特定都市河川制度の活用により、流域治水プロジェクトを加速するための有効な支援事業が利用可能。次回（第4回）の会議でも制度について説明をする予定。
- ・ 雨水貯留施設の整備の中の国有財産の活用は、特定都市河川法の第80条に記載があるとおり、地方公共団体が対象。（民間は対象外）

5. その他

- ・ 次回第4回は公開であり、公開資料として「巨瀬川流域緊急治水対策プロジェクト」、「巨瀬川流域治水プロジェクト項目（案）」、「特定都市河川」、「浸水調査図」の4資料を予定している。

6. 閉会

以上